

玉野市国土強靱化地域計画 概要版

「玉野市国土強靱化地域計画」について

国土強靱化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を事前に設定し、社会経済システムの整備・強化も含め、それらを回避するために取り組むべき具体的な施策を定めたものです。

国では、平成23年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定、さらに、平成28年の熊本地震や平成30年7月豪雨から得られた教訓を踏まえ、平成30年12月には基本計画の見直しを行うなど、強靱な国づくりを計画的に進めています。

こうした背景から玉野市においても、強靱な地域づくりを目指して、国及び県の方針や近年の災害から得られた教訓に基づき、あらゆる災害に対応するためのハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的かつ地域特性に則した取組を推進するため、玉野市国土強靱化地域計画を策定します。

1 基本目標と事前に備えるべき目標

本市の強靱化を図る上での基本目標と事前に備えるべき目標を次のとおり設定しました。

基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

人命の保護が
最大限図られる
こと

市及び社会の重要
な機能が致命的な
障害を受けず維持
されること

市民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

迅速な
復旧・復興

事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 対象とする大規模自然災害

本市の自然条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、本計画で対象とする大規模自然災害を以下のとおり設定しました。

対象とする大規模自然災害

自然災害の種類	想定される被害の様相等
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震及び津波により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。
断層型地震	山崎断層帯や中央構造線断層帯、長者ヶ原一芳井断層など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード 7～8 クラスの地震により、人身や建物に被害が生じる。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身、建物被害等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物等に大きな被害が及ぶ。
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。

3 脆弱性評価

本市の強靱化に向けて必要な対策を定めるためには、本市の防災上の課題を明らかにした上で、脆弱性評価、課題解決に向けて効果的な対策を検討することが必要です。

そこで、前頁の「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（※次頁参照）を設定し、リスクシナリオを回避するための「施策の有無」及び「施策の内容」の2つの視点から、現行施策の脆弱性評価を行いました。

《脆弱性評価の流れ》

① 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

② 各課へのヒアリング調査（リスクシナリオごとの施策有無、現行の課題等）

③ 脆弱性評価

リスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-6 災害に関する知識不足・情報不足による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 医療施設及び関係者の不足・被災、エネルギー供給の断絶等による医療機能の麻痺 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生に伴う混乱 2-6 被災地における感染症等の大規模発生 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 5-5 金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響 5-6 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力・ガス等のエネルギーサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワーク（鉄道・バス・船等）の長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生 7-2 臨海部の複合災害の発生 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-5 有害物質の大規模な流出・拡散 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 土地の境界や権利関係がはっきりしないことにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 強靱化の推進方針

前頁のリスクシナリオを踏まえて現行施策の脆弱性評価を行い、以下の推進方針を定めました。

強靱化の推進方針

…重点的に取り組む施策

1 行政機能／消防／防災教育等

- 防災拠点となる公共施設等の強靱化 
- 公的備蓄の推進
- 業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組
- 災害対応に向けた計画・マニュアルの作成
- 的確な情報の発信 
- 応援・受援体制の強化
- 消防施設・設備の機能強化
- 消防職員・消防団員等の確保・育成 
- 応急手当の普及啓発
- 防災意識の普及啓発 

2 住宅・都市／環境／情報通信

- 住宅・建築物等の安全性確保 
- 市営住宅の整備
- 学校施設の機能強化 
- 保育施設等の耐震化等 
- 都市公園の防災機能整備
- 住宅の防火対策の推進
- 上下水道施設の耐震化等の促進 
- 災害廃棄物処理対策の策定促進 
- 多様な情報伝達手段の確保 

3 保健医療・福祉

- 災害医療体制の充実及び市民の健康増進 
- 要配慮者対策の促進 
- 避難所における感染症対策の推進
- 社会福祉施設等の耐震化 

4 産業／農林水産

- 事業継続力強化計画策定の促進・各種支援策の周知 

- 農林水産業の振興
- 農業施設の整備等
- ため池ハザードマップ等の整備 
- 治山施設等の整備
- 鳥獣被害防止対策の推進

5 交通・物流

- 公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進
- 道の駅への防災機能の付加
- 道路施設の機能確保等 
- 港湾施設の機能確保等

6 国土保全・土地利用

- 海岸保全施設の機能確保等
- 河川管理施設の機能強化等 
- 土砂災害防止施設の整備等
- 地籍調査の推進
- 大規模盛土造成地の調査 

7 リスクコミュニケーション

- 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施 
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進
- 要配慮者の個別避難計画の作成促進 

8 人材育成

- 自主防災リーダーの養成 

9 官民連携

- 民間事業者との協定の締結・拡充 
- 災害ボランティアの支援強化 

5 計画の推進

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策の進捗状況や目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、PDCA サイクルで計画を着実に推進していくため、毎年度進捗状況を確認し、必要に応じて施策や指標の見直しを行うとともに、関連計画の策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとします。

